

### 第 3 章 特別支援学級の指導要録

## 第1 特別支援学級における指導要録の作成について

特別支援学級は、学校教育法第81条の規定に基づき特別に編制された学級であるが、あくまで小学校又は中学校の中に設置された学級である。したがって、特別支援学級の教育課程に関する法令上の規定は、小学校又は中学校の教育課程に関するものが適用される。

しかしながら、特別支援学級は本来、通常の学級における学習では十分に教育効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された学級であり、通常の学級と同じ教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。特に、知的障がい特別支援学級の場合には、知的発達に遅れがある児童生徒一人一人の障がいの程度や状態に応じて、特別に工夫した教育課程が必要である。

特別支援学級の教育課程の編成については、学校教育法施行規則に次のように規定されている。

[特別支援学級に係る教育課程の特例]

### 第138条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5及び第107条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

この規定に述べられている第50条第1項以下の各条項は、いずれも小学校又は中学校の教育課程に関する規定であり、小学校又は中学校の各教科等それぞれの授業時数及び各学年の総授業時数、教育課程編成の基準等を定めているものである。特別支援学級においては、これらの規定にかかわらず、児童生徒や学級の実態に応じて、特別の教育課程を編成することが法令上認められているわけである。

特別支援学級において特別の教育課程による場合は、「特別支援学校学習指導要領（平成29年4月）」を参考として実施することになる。

ただし、知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、「総合的な学習の時間」は設けないことになっているが、小学校の知的障がい特別支援学級においては、「総合的な学習の時間」を設ける必要があることに留意しなければならない。

以上のことから、特別支援学級の児童生徒の指導要録については、特に必要がある場合には、特別支援学校の指導要録に準じて作成することとなっている。

※1 知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部児童指導要録の様式には、「外国語活動」「総合的な学習の時間」の欄が設けられていないが、小学校の知的障がい特別支援学級の指導要録の様式には、「総合的な学習の時間」の欄を設ける必要があることに留意する。

※2 福島県では「第2次福島県障がい者計画」（平成16年9月）に基づき、「障害」を「障がい」と表記しているため、巻末の資料編の文部科学省初等中等教育局長「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日）の表記と異なっている。

## 第2 学籍に関する記録

### 1 通常の学級の記入の仕方と同様の事項

- (1) 指導要録記入の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ参照
- (2) 学籍の記録の欄
  - ① 「児童（生徒）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 ページ参照
  - ② 「保護者」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 ページ参照
  - ③ 「入学・編入学等」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 ページ参照
  - ④ 「転学・退学等」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 ページ参照
  - ⑤ 「卒業」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8 ページ参照
- (3) 「学校名及び所在地」の欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0 ページ参照
- (4) 「校長氏名印、学級担任者氏名印」の欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1 ページ参照

### 2 欄外の「学級」及び「整理番号」

#### 記入例

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
学 級	4	3	すくすく	チャレンジ		
整 理 番 号	2	3	5	4		

#### 【留意点】

- 整理番号は、その学級の児童生徒の通し番号とすること。
- 学級名に名称がある場合は、その名称を記入すること。

### 3 学籍の記録の欄

#### (1) 「入学前の経歴」

- 小学校  
入学するまでの教育又は保育関係の略歴を記入すること。
- 中学校  
入学するまでの教育関係の略歴を記入すること。  
小学校のときに特別支援学級において教育を受けた生徒については、この事情についても記入すること。
- 途中の学年から特別支援学級に入級した場合は、「入学前」を「入級前」と読み替え、入級前の教育関係などの略歴（通常の学級における教育の期間等）を記入すること。（特別支援学級から通常の学級に入級した場合も同様。）

#### 記入例

<記入例 A>（途中の学年から特別支援学級に入級した場合）

入学前の経歴	平成30年4月から令和2年3月まで 通常の学級に在籍
--------	-------------------------------

<記入例 B> (小学校のときに特別支援学級において教育を受けた場合)

入学前の経歴	令和2年3月31日 福島県〇〇市立〇〇小学校 卒業 第〇学年～第〇学年 知的障がい特別支援学級に在籍
--------	--

※ 上記以外は、通常の学級の記入の仕方と同様。(13ページ参照)

## (2) 「転入学」

他の小学校又は中学校(義務教育学校又は中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部、中学部を含む。)から転校してきた児童生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入すること。

### 記入例

転入学	令和2年4月1日 第4学年 転入学 福島県〇〇市立〇〇小学校より (福島県〇〇市〇〇町〇〇番地) 自閉症・情緒障がい特別支援学級入級のため
-----	--

※ 上記以外は、通常の学級の記入の仕方と同様(15ページ参照)

## (3) 「進学先(進学先・就職先等)」

### ○ 小学校

進学先の中学校(義務教育学校又は中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)名及び所在地を記入すること。

### ○ 中学校

進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び所在地、福祉施設への入所及び通所した者については、施設名及び所在地等を記入すること。

### 記入例

<記入例 A>

進学先	福島県〇〇市立〇〇中学校(知的障がい特別支援学級) (福島県〇〇市〇〇町〇〇番地)
-----	--

<記入例 B>

進学先・就職先等	社会福祉法人〇〇学園 (福島県〇〇市〇〇町〇〇番地)
----------	-------------------------------

※ 上記以外は、通常の学級の記入の仕方と同様。(19ページ参照)

### 第3 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がい特別支援学級の「指導に関する記録」

※ 当該児童生徒の障がいを考慮し、必要に応じて〔視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校〕の指導要録（指導に関する記録）を参考に作成されたものを使用することができる。

#### 1 指導要録記入の時期

##### 入学時又は学年当初

- 欄外の「児童（生徒）氏名」「学校名」「学級」「整理番号」
- 入学時（入級時）の障がいの状態

##### 学 年 末

- 「各教科の学習の記録」の欄・・・「Ⅰ観点別学習状況」「Ⅱ評定」（中学校は「必修教科」「選択教科」のそれぞれについて記入する。）
- 「特別の教科 道徳」の欄
- 「外国語活動の記録」の欄（小学校）
- 「総合的な学習の時間の記録」の欄
- 「特別活動の記録」の欄
- 「自立活動の記録」の欄
- 「行動の記録」の欄
- 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄
- 「出欠の記録」の欄

##### 事由発生時

- 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄
  - ・ 学級・学年など集団の中での相対的な位置付けに関する情報等

#### 2 欄外の「児童（生徒）氏名」「学校名」「学級」「整理番号」

- 入学時又は学年当初に記入すること。
- 整理番号は、その学級の児童生徒の通し番号とすること。
- 学級名に名称がある場合は、その名称を記入すること。（59ページ参照）
- 学校名は、「福島県〇〇市立〇〇小学校」（ゴム印可）のように記入すること。

#### 3 「各教科の学習の記録」の欄

※ 通常の学級の記入の仕方と同様。（22ページ参照）

#### 4 「特別の教科 道徳」の欄

※ 通常の学級の記入の仕方と同様。（24ページ参照）

#### 5 「外国語活動の記録」の欄

※ 通常の学級の記入の仕方と同様。（26ページ参照）

#### 6 「総合的な学習の時間の記録」の欄

※ 通常の学級の記入の仕方と同様。（30ページ参照）

#### 7 「特別活動の記録」の欄

※ 通常の学級の記入の仕方と同様。（35ページ参照）

## 8 「自立活動の記録」の欄

ここでは、自立活動の「個別の指導計画」を踏まえ、以下の事項等を記入する。

- (1) 指導目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること。
- (2) 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。
- (3) 障がい状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。

### 記入例

弱視レンズを活用して、文字の正確な読み書きができるようにすることを目標として指導した。清音と濁音については、黒板や教科書の文字を正確に読むことができるようになった。

集団の中でも落ち着いて活動ができるよう、2、3人のグループで、自分の役割や具体的な活動を確認しながら参加できるようにした。また、活動の見通しがもてるように、スケジュールや活動目標を明確に伝えるように心掛けたところ、大きな集団であっても参加できる時間が多くなってきた。

車いすの操作の向上を目指して練習に励んだ。小さな段差は自力で乗り越えられるようになり、行動範囲が広がるとともに、積極的に友達とかかわるようになってきた。

純音聴力検査 右55 dB 左60 dB [令和〇〇年〇月〇〇病院]  
絵画語い発達検査 (PVT-R) 語い年齢 (VA) 4 : 10 評価点 (SS) 30 [同上]

## 9 「行動の記録」の欄

※ 通常の学級の記入の仕方と同様。(39ページ参照)

## 10 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄

○ 児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で記述する。

- (1) 各教科や外国語活動(小学校のみ)、総合的な学習の時間に関する所見
- (2) 特別活動に関する事実及び所見
- (3) 行動に関する所見
- (4) 進路指導に関する事項(中学校のみ)
- (5) 児童生徒の特徴・特技、部活動(中学校のみ)、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- (6) 児童生徒の成長の状況に係る総合的な所見

記入に際しては、児童生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

○ 学校間で交流及び共同学習を実施している児童生徒については、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等を記入する。

※ 通常の学級の記入の仕方と同様。(46ページ参照)

## 11 「入学時の障がいの状態」の欄

ここでは、入学時（入級時）の障がいの状態について、障がいの種類及び程度を記入する。

### 記 入 例

眼疾患の診断名「未熟児網膜症」[平成〇〇年〇月〇〇病院〇〇医師]  
視力の程度「右(0.02) 左(0.03)」[平成〇〇年〇月〇〇病院〇〇医師]  
身体障害者手帳「3級」(福島県)

脳性まひによる肢体不自由（痙直型）[平成〇〇年〇月〇〇病院〇〇医師]  
3歳6か月より〇〇療育センターで週1回訓練を受けている。  
身体障害者手帳「1級」(福島県)

自閉症スペクトラム [平成〇〇年〇月〇〇病院〇〇医師]  
電話帳への強いこだわりがある。反響言語はあるが、会話はほぼ成立する。

### 【留 意 点】

- 診断名や諸検査の結果の記入に当たっては、病院、児童相談所等で診断や検査を受けた場合のみ記入することとし、年月（日）、機関名、医師名、検査者名を記入すること。
- 途中の学年から特別支援学級に入級した場合は、「入学時」を「入級時」と読み替えて記入すること。

## 12 「出欠の記録」の欄

※ 通常の学級の記入の仕方と同様。（53ページ参照）

## 第4 知的障がい特別支援学級の「指導に関する記録」

※ 当該児童生徒の障がいを考慮し、必要がある場合は、[知的障がい者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校]の指導要録（指導に関する記録）参考に作成されたものを使用することができる。その際、「外国語活動」「外国語科」「総合的な学習の時間」の項目がないことを考慮し、各教育委員会で知的障がい特別支援学級の適切な様式を示すこと。

### 1 指導要録記入の時期

#### 入学時又は学年当初

- 欄外の「児童（生徒）氏名」「学校名」「学級」「整理番号」
- 入学時（入級時）の障がいの状態

#### 学 年 末

- 「各教科・特別活動・自立活動の記録」の欄
- 「特別の教科 道徳」の欄
- 「外国語活動の記録」の欄（小学校）
- 「総合的な学習の時間の記録」の欄
- 「行動の記録」の欄
- 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄
- 「出欠の記録」の欄

#### 事由発生時

- 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄
  - ・ 学級・学年など集団の中での相対的な位置付けに関する情報等

### 2 欄外の「児童（生徒）氏名」「学校名」「学級」「整理番号」

- 入学時又は学年当初に記入すること。
- 整理番号は、その学級の児童生徒の通し番号とすること。
- 学級名に名称がある場合、その名称を記入すること。（59ページ参照）
- 学校名は、「福島県〇〇市立〇〇小学校」（ゴム印可）のように記入すること。

### 3 「各教科・特別活動・自立活動の記録」の欄

ここでは、各教科、特別活動、自立活動について、小学校及び中学校学習指導要領に示す各教科等の目標及び内容（下学年）、若しくは特別支援学校学習指導要領に示す小学部及び中学部の各教科等の段階ごとの目標及び内容に照らし、各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に設定した指導内容、実現状況等を文章で端的に記入する。

各教科の指導に関する記録を作成するに当たっては、「個別の指導計画」における指導目標、指導内容等を踏まえた記述になるよう留意する。

自立活動については、「個別の指導計画」を踏まえ、指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること、障がいの状態等の変化やその状況に関すること、また、検査を行った場合の検査結果に関することなどを記入する。

**記入例**

<記入例A：小学校の各教科等で教育課程を編成している場合>

各教科・特別活動・自立活動の記録				
学年 教科等	1	2	3	4
国				
語 社				
会 算				
数 理				
科				

**【留意点】**

- 各教科の記録を作成するに当たっては、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示す各教科の目標、内容に照らし、各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記入すること。その際、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」のすべての観点を踏まえた記入に留意すること。  
(参考：資料 別紙4 (116ページ))
- 教科等の項目については、必要に応じて様式等を工夫して、小学校及び中学校の教科名を明記すること。
- 記入に当たっては、「小学校学習指導要領 (平成29年3月)」「中学校学習指導要領 (平成29年3月)」、また必要に応じて「特別支援学校学習指導要領 (平成29年4月)」の各教科の内容等を参考にすること。
- 専科の教師による授業の評価は、専科の教師から児童生徒の学習の様子を詳しく聞き、学級担任がまとめて記入すること。

<記入例B：>

知的障がい特別支援学校の各教科等を参考に教育課程を編成している場合>

各教科・特別活動・自立活動の記録		
学年 教科等	4	5
生	買い物学習を通して、目的に応じて、値札を見ながら手持ちのお金で購入できる商品を考え、簡単なおつりのある買い物の仕方が身に付いている。金額がわからないときは、「いくらですか。」と聞いて自分から確認していた。	
活 国	絵本の読み聞かせでは、挿絵を手掛かりに話のあらすじを理解している。会話の場面での主人公の台詞を覚え、その場面になるのを期待する様子で聞きながら、主人公になったように表現していた。	
語 算	具体物を5のまとまりや10のまとまりにして数を数えたり、比較したりすることが身に付いている。得点表のシールを数える場面では、わかりやすいようにペンで囲むなど工夫して10のまとまりを作り、大きな数を数えようとしていた。	
数 音	音楽づくりでは、教師の範奏を聴いた後に、キーボードの一音を同じリズムで演奏することが身に付いている。慣れてくると音を選んだりリズムを替えたりして表現しようとしていた。	
楽		

**【留意点】**

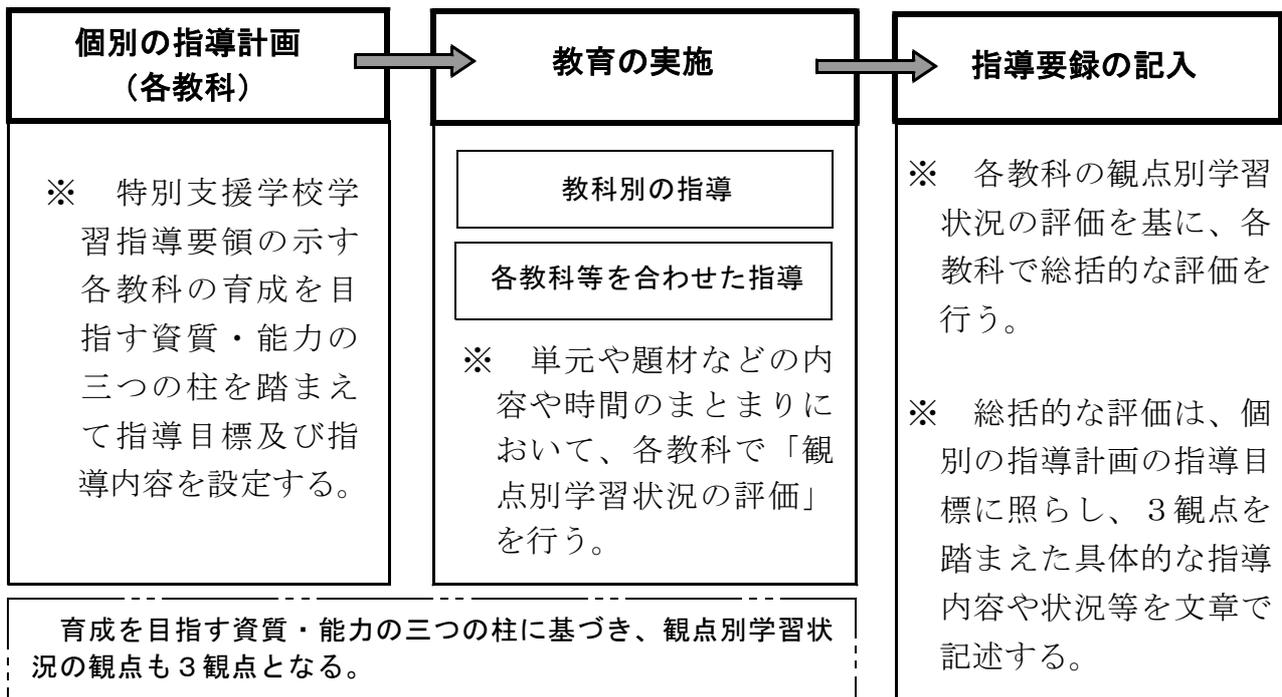
- 各教科の記録を作成するに当たっては、特別支援学校学習指導要領に示す各教科の目標、内容に照らし、各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記入すること。その際、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を踏まえた記入に留意すること。(参考：資料編 別紙4 (116ページ))
- 各教科等を合わせた指導(生活単元学習、日常生活の指導、作業学習等)を実施した場合についても、取り扱われる各教科の観点別学習状況の評価を行い、該当教科の欄に記入すること。
- 中学校の様式における教科等の項目の「その他」の欄には、「特別支援学校中学部学習指導要領」を参考にして編成した教育課程に、外国語や学校設定教科が位置付けられている場合はそれらの評価を記入すること。外国語や学校設定教科が教育課程に位置付けられていない場合には、その欄に斜線を記入すること。「特別支援学校中学部学習指導要領」では、外国語は、学校や生徒の実態に応じて設けることができることとなっている。
- 記入に当たっては、「特別支援学校学習指導要領(平成29年4月)」「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編[小学部・中学部](平成30年3月)」の各教科の内容等を参考にすること。
- 専科の教師による授業の評価は、専科の教師から児童生徒の学習の様子を詳しく聞き、学級担任がまとめて記入すること。

## 【学習評価の仕方】

各教科の学習評価においては、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされている。特別支援学級及び特別支援学校においても学習評価の在り方については同じである。

特別支援学校学習指導要領を踏まえた「個別の指導計画」において、各教科の育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づいた指導目標及び指導内容を設定、指導目標の達成に向けて教育を実施していく。評価については、各教科の「観点別学習状況の評価」を実施し、それらを総括的に捉え、具体的な指導内容や「何が身に付いたか」といった状況等を文章で記述する。

### 〈各教科の目標に準拠した評価 イメージ図〉



### 〈指導要録記入例〉 ※小学4年 算数 (特別支援学校小学部3段階)

各教科・特別活動・自立活動の記録			
学年 教科等	4	5	6
算 数	<p>具体物を5のまとまりや10のまとまりにして数を数えたり、比較したりすることが身に付いている。得点表のシートを数える場面では、<u>わかりやすいようにペンで囲むなど工夫して10のまとまりを作り、大きな数を数えようとしていた。</u></p>		

評価の3観点

- 知識・技能
- 思考・判断・表現
- 主体的に学習に取り組む態度を盛り込んで記述する。

#### 4 「特別の教科 道徳」の欄

※ 通常の学級の記入の仕方と同様。(24ページ参照)

## 5 「外国語活動の記録」の欄

特別支援学校（小学部）において外国語活動が教育課程に位置付けられている場合には、「外国語活動の記録」の欄を適切に設けるとともに、評価については、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入すること。（「特別支援学校小学部学習指導要領」では、学校や児童の実態に応じて設けることができることとなっている。）

※ 通常の学級の記入の仕方と同様。（26ページ参照）

## 6 「総合的な学習の時間の記録」の欄

※ 通常の学級の記入の仕方と同様。（30ページ参照）

## 7 「行動の記録」の欄

ここには、各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童生徒の行動についての特徴を記入する。記入に際しては、小学校及び中学校における「行動の記録」に関する考え方を参考としながら、文章で端的に記述する。（39ページ参照）

### 記 入 例

学級にある学用品や資料等を使用する際には、丁寧に扱ったり、後片付けをきちんと行ったりするなど、他の人も使うことを考えて行動することができた。

見通しをもって生活できるようになり、学校生活全般にわたって、落ち着きが見られるようになってきた。

友達が困っているとそばに行き声を掛けたり、手助けをしたりするなど、優しい態度で友達に接している。

## 8 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄

この欄には児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、以下のような事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する。

- (1) 各教科や外国語活動（小学校のみ）の学習に関する所見
- (2) 総合的な学習の時間の学習に関する所見
- (3) 特別活動に関する事実及び所見
- (4) 行動に関する所見
- (5) 進路指導に関する事項（中学校のみ）
- (6) 児童生徒の特徴・特技、部活動（中学校のみ）、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動等指導上参考となる諸事項
- (7) 児童生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、児童生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

交流及び共同学習を実施している児童生徒については、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等を記入する。

- (8) その他の所見

## 記入例

自分の行動に自信がもてなかったが、学級の係活動を通して自分の役割を意識し、友達にも認められるようになり、徐々に自信をもって学校生活を送ることができるようになってきた。友達にも自分からかかわるようになり、積極的な面も見られるようになってきた。

4月当初に比べると表情がとても明るくなり、休み時間などに友達との会話を楽しむ様子が見られるようになってきた。それとともに、係活動や当番の仕事、交流学級での学習に積極的に取り組むようになるなど、主体的な生活態度が育ってきている。

級友の病気やけがを心から心配するなど他人を思いやることができる。自分や級友の学習の成果を素直に認め、喜びを表現することができる。

国語、数学などの教科学習ではやや消極的な面が見られるが、作業学習には意欲をもって参加し、自分の分担された仕事に集中し、責任をもってやり遂げることができる。また、友達の世話をするなどリーダー的な役割も果たしている。

※ その他は、通常の学級の記入の仕方と同様。(46ページ参照)

## 9 「入学時の障がいの状態」の欄

ここには、入学時(入級時)の障がいの状態について、障がいの種類及び程度を記入する。

## 記入例

診断名「精神発達遅滞」[令和〇〇年〇月〇〇病院〇〇医師]  
WISC-Ⅲ知能検査法 全IQ49 (VIQ52、PIQ55)  
[令和〇〇年〇月〇〇病院〇〇臨床心理士]  
療育手帳「B」(福島県)

診断名「ダウン症候群」[令和〇〇年〇月〇〇病院〇〇医師]  
話し言葉は不明瞭だが、簡単な会話はできる。  
身辺処理はほぼ自立している。

## 【留意点】

- 診断名や諸検査の結果の記入に当たっては、病院、児童相談所等で診断や検査を受けた場合のみ記入することとし、年月(日)、機関名、医師名、検査者名を記入すること。
- 途中の学年から特別支援学級に入級した場合は、「入学時」を「入級時」と読み替えて記入すること。

## 10 「出欠の記録」の欄

※ 通常の学級の記入の仕方と同様。(53ページ参照)

